

## 食事提供体制加算に係る届出について

### ○食事提供体制加算の内容

日中一時支援（日帰り利用）事業の認定事業所において、食事の提供については、事業者の任意とし、食事の提供が行われた場合の費用は利用者から実費徴収することとなります。この際、利用者の激変緩和の観点から、日中一時支援（日帰り利用）事業所が食事の提供体制を整えており、食事の提供が行われた場合は、食事の提供を受けた低所得利用者（生活保護、低所得1、低所得2の者）に対し、平成27年3月31日までの間、食事提供体制加算を行うこととします。その場合低所得利用者については、食材料費のみの徴収となります。このため、対象となる事業所はあらかじめ食事提供体制加算に係る届出を提出する必要があります。

※食事の提供体制について具体的には、事業所又は施設に従事する調理員による食事の提供がある場合、調理業務を第三者に委託している場合など、事業所又は施設の責任において食事の提供のための体制を整えている場合をいいます。事業所外で調理されたものを提供する場合、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、事業所外で調理し搬入する方法も認められます。

※出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはなりません。

※1日に2回食事の提供をした場合であっても当該加算はその食事を提供する体制に係るものであることから、2回分の算定はできません。ただし、低所得利用者に徴収を求める食材料費については、2食分を徴収して差し支えありません。

### 1. 届出対象となる事業所

事業所の責任において食事の提供体制を整え、利用者に食事の提供を行う日中一時支援（日帰り利用）事業所

### 2. 届出が必要な事項

- ①食事の提供を開始する年月日
- ②食事の提供体制

### 3. 食事の提供に要する費用

(1)対象となる費用の範囲

- ①調理に係る費用（基本的には調理員の人件費を想定。栄養士の人件費は除く。）
- ②食材料費

(2)積算方法

食事の提供に要する費用は、利用者と事業所との契約により設定するものであることから、具体的な金額の設定に当たっては、必ずしも厳密な原価計算によることを求めるものではありません。各々の事業所において、おおよその原価や当該費用に係る一般的な水準等を参考に、適切な水準の実費相当額を定めてください。

(3)費用を定める単位

1日を単位として定める。

※報酬については、実際に食事の提供に係るサービスが実施された場合に請求。